

第 3 次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（案）の概要

1 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条の規定に基づき、市区域内の一般廃棄物の処理を目的として定めます。

2 計画の趣旨

本計画（案）は、ごみの排出抑制・再利用を行うことで循環を図り、環境に与える負荷を軽減し、長期的展望に立ったごみ処理の方向性を示すものとし、循環型社会の構築に向け、住民・事業者・行政が公民連携の下に「発生抑制」に取り組むための行動指針とします。

また、合併以前から引き継ぐ処理体制のひっ迫や施設の老朽化等の課題を明らかにし、処理工程に係る 4 R の取り組み、施設の更新等に関する必要性及び方向性等を示すこととします。

3 基本理念

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり

ごみの分別、減量や再資源化の推進に努め、できる限りごみの最終処分量を減らすとともに、ごみゼロの長期展望の上に適正で安定したごみ処理体制を確立します。

4 基本方針

基本方針	施策	取組内容
基本方針 1 ごみの発生抑制、再使用の促進	①リフューズ（購入拒否）、 リデュース（発生抑制）の 促進	生活系ごみの発生抑制の取組
		事業系ごみの発生抑制の取組
		市役所の率先行動
	②食品ロス削減	市民・事業者等と連携した取組みの促進
		食品ロス削減を促す啓発活動の推進
	③リユース（再使用）の促進	リユースの促進
	④啓発活動の推進	市民・事業者への啓発活動の推進

基本方針	施策	取組内容
基本方針 2 分別排出・リサイクル （再生利用）の促進	①分別収集によるごみの減量・資源化の促進	分かりやすいごみ分別情報の提供
		分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進
	②古紙・食品残渣等の再資源化の促進	古紙回収の促進
		食品残渣の再資源化の促進
		新たな品目の資源化の検討
	③リサイクルの促進	リサイクル製品の購入・販売の促進
		回収拠点の在り方の検討及び利用の促進
基本方針 3 ごみの適正処理に向けた体制の構築	①ごみの適正処理に向けた体制の構築	効率的なごみ処理システムの検討
		収集方法の変更についての検討
基本方針 4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化	①不法投棄対策	不法投棄対策の推進
	②災害時の廃棄物処理	災害廃棄物処理の体制整備

5 計画の期間

令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間とします

6 施行期日について

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。